## 内陸旅客水運業

|  |
| --- |
| **セクター分類と活動** |
| マクロセクター | H - 輸送と保管 |
| NACEレベル | 4 |
| コード | H50.3.0 |
| 内容 | **内陸旅客水運業** |
| **適応基準** |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。* 適応活動のスクリーニング基準
* 適応を可能にする活動のスクリーニング基準

タクソノミーの利用者は、どちらの基準に反応しているかを特定し、説明しなければならない。 |
| **重大な有害性** |
| 内陸旅客輸送及び貨物水輸送の運用による他の環境目的に対する主な潜在的有害性は、以下のとおりである。* CO(炭素酸化物)、HC(炭化水素)、NOx(窒素酸化物)、PM(粒子状物質)の大気への直接排出量および騒音排出量573
* 船舶の保守及び使用済み時における廃棄物の発生(危険性及び非危険性)。
* 水中の汚染物質の直接的および間接的排出。
 |
| (1)緩和 | 95g CO2 e/pkmの排出性能閾値を超えてはならない。 |
| (3) 水 | * 水質および/または水の消費に関するリスクを適切なレベルで特定し、管理すること。 関連する利害関係者と協議して策定された水利用/保全管理計画が策定され、実施されていること。
	+ EUでは、EU水関連法規の要件を満たすこと。
 |
| (4)サーキュラーエコノミー | * EUおよび国内の有害廃棄物の発生、管理および処理に関する法律の使用および最終段階の両方における遵守
 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 船舶574.規則1257/2013575(「船舶リサイクル規則」)への適合 |
| (5)汚染 | * 船舶内のエンジンは、ノンロードモバイル機器規則576の最新の適用基準(現ステージV)に適合していること(後処理等の型式承認を受けていないステージVに適合する船舶を含む)。
 |
| (6)生態系 | * この活動は、水生侵入種577を含むバラスト水の放出をもたらすべきではない。
 |

574のEU廃棄物法:指令2008/98/EC、決議2000/532/EC、http://ec.europa.eu/環境/廃棄物/危険物指数.htm

575　船舶リサイクル及び規則(EC)No 1013/2006及び指令2009/16/ECの改正に関する2013年11月20日の欧州議会及び理事会規則(EU)No 1257/2013

576　2016年9月14日の欧州議会および理事会規則(EU)576/1628 非道路移動機械用内燃機関のガス状および粒子状汚染物質の排出限度および型式承認に関する要件、規則(EU)No.1024/2012および(EU)No.167/2013の改正、指令97/68/ECの修正および廃止。

577　侵略的外来種の導入及び拡大の防止及び管理に関する2014年10月22日の欧州議会及び理事会規則(EU)第1143/2014号

## 内陸貨物水運業

|  |
| --- |
| **セクター分類と活動** |
| マクロセクター | H - 輸送と保管 |
| NACEレベル | 4 |
| コード | H50.4.0 |
| 内容 | **内陸貨物水運業** |
| **適応基準** |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。* 適応活動のスクリーニング基準
* 適応を可能にする活動のスクリーニング基準

タクソノミーの利用者は、どちらの基準に反応しているかを特定し、説明しなければならない。 |
| **重大な有害性** |
| 内陸旅客輸送及び貨物水輸送の運用による他の環境目的に対する主な潜在的有害性は、以下のとおりである。* CO(炭素酸化物)、HC(炭化水素)、NOx(窒素酸化物)、PM(粒子状物質)の大気への直接排出量および騒音排出量578
* 船舶の保守及び使用済み時における廃棄物の発生(危険性及び非危険性)。
* 水中の汚染物質の直接的および間接的排出。
 |
| (1)緩和 | 化石燃料輸送専用の船舶は不適格であり、tkmあたりの直接排出量(gCO2e/tkm)が、重量CO2規制に定められたHDVsのCO2排出基準値の平均値を上回る場合、列車は不適格となる。 |
| (3) 水 | * 水質および/または水の消費に関するリスクを適切なレベルで特定し、管理する。 関連する利害関係者と協議して策定された水利用/保全管理計画が策定され、実施されていること。
	+ EUでは、EU水関連法規の要件を満たすこと。
 |

|  |  |
| --- | --- |
| (4)サーキュラーエコノミー | * 建築物の使用および使用済み段階の両方における有害廃棄物の発生、管理および処理に関するEUおよび国内法の遵守 579。
* 規則1257/2013580(「船舶リサイクル規則」)の遵守
 |
| (5)汚染 | * 船舶は、ノンロード移動式機械規則581の最新の適用基準(現ステージV)に適合していること(ステージVに適合する船舶であって、後処理等の型式承認された解決策を有しないものを含む。)。
 |
| (6)生態系 | * この活動は、水生侵入種582を含むバラスト水の放出を導くべきではない。
 |

579のEU廃棄物法:指令2008/98/EC、決議2000/532/EC、http://ec.europa.eu/環境/廃棄物/危険物指数.htm

船舶リサイクル及び規則(EC)No 1013/2006及び指令2009/16/ECの改正に関する2013年11月20日の欧州議会及び理事会規則(EU)No 1257/2013

2016年9月14日の欧州議会および理事会規則581(EU) 2016/1628 非道路移動機械用のガス状および粒子状汚染物質の排出限度および内燃機関の型式承認に関する要件、規則(EU) No 1024/2012および(EU) No 167/2013の改正、指令97/68/ECの修正および廃止。

侵略的外来種の導入及び拡大の防止及び管理に関する2014年10月22日の欧州議会及び理事会規則(EU)第1143/2014号

## 低炭素輸送(水運)インフラ

|  |
| --- |
| **セクター分類と活動** |
| マクロセクター | F - 建設 |
| NACEレベル | 4 |
| コード | F42.9.1 |
| 内容 | 低炭素水上輸送インフラ-以下のカテゴリーを含む* 水域に関わる建設プロジェクト

また、NACEの対象とならない活動のカテゴリーには、以下のものが含まれる。上記以外の輸送活動を支えるその他のインフラ |
| **適応基準** |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。* 適応活動のスクリーニング基準
* 適応を可能にする活動のスクリーニング基準

タクソノミーの利用者は、どちらの基準に反応しているかを特定し、説明しなければならない。 |
| **重大な有害性** |
| 水インフラ活動による他の環境目的への重大な潜在的有害性は、主に、しゅんせつ、維持管理活動、新たなインフラや水路の建設による水文形態の変化、およびそのような活動による生物多様性や生態系への影響によるものである。 |
| (1)緩和 | 化石燃料の輸送と貯蔵のためのインフラは不適格である。 |
| (3) 水 | * 水質および/または水の消費に関するリスクを適切なレベルで特定し、管理すること。 関連する利害関係者と協議して策定された水利用/保全管理計画が策定され、実施されていること。
* EUでは、EU水関連法規の要件を満たすこと。 河川の流失と断片化は避けるべきである。
 |
| (4)サーキュラーエコノミー | 水道事業のリニューアル・更新・施工時には、部品のリユース、再生材の使用などを行うこと。建設現場で発生する非有害な建設・解体廃棄物(EU廃棄物リストのカテゴリー17 05 04に定義されている自然由来の物質を除く)の少なくとも80%(重量)は、他の材料の代替用に廃棄物を用いた埋め戻し作業を含め、再利用、リサイクルおよびその他の材料回収のために準備されなければならない。 これは、（続く） |

|  |  |
| --- | --- |
|  | EU建設・解体廃棄物管理プロトコル583に規定されたグッドプラクティスガイダンスに沿った作業を実行することによって達成することができる。 |
| (5)汚染 | 工事・保守時の騒音、振動、粉塵、汚染物質の排出を最小限に抑える。 |
| (6)生態系 | 低炭素水プロジェクトのためのインフラは、海洋生態系の悪化と生物多様性の損失の主要な要因である。 プロジェクトは、以下のことを確実にすべきである。* 環境影響評価(EIA)を、EU環境影響評価指令(2014/52/EU)および戦略的環境評価(2001/42/EC)または他の同等の国内規定に従って完了していること。
* そのような影響評価は、少なくとも、指定された活動、プロジェクト、または資産が生態系およびその生物多様性に及ぼす潜在的な悪影響を特定、評価、緩和すべきであり、また、海洋戦略枠組み指令および水枠組み指令(特にWFD第4条(7)で概説された条件が満たされることを確保する)を含むEU生息地・鳥類指令の規定に従って評価・実施されること。
 |

1. EU建設・解体廃棄物議定書 https://ec.europa.eu/growth

# 建物

## 新築工事

|  |
| --- |
| **セクター分類と活動** |
| マクロセクター | F - 建設 |
| NACEレベル | 2 |
| コード | F41、F43 |
| 内容 | **新築工事** これは、NACEコードF41.1 - 建築プロジェクトの開発およびF41.2 - 住宅および非住宅建築物の建設に関するものである。 |
| **適応基準** |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。* 適応活動のスクリーニング基準
* 適応を可能にする活動のスクリーニング基準

タクソノミーの利用者は、どちらの基準に反応しているかを特定し、説明しなければならない。 |
| **重大な有害性** |
| 新築建築物の建設に関連する他の環境目的に対する重大な有害性の主な可能性は、以下の項目によって決定される。* 過剰なエネルギー消費と操業上の炭素排出。
* 非効率な水道設備による、水の使用量過多。
* 建設・解体廃棄物の埋立および/または焼却処分で、他の方法でリサイクル/再利用が可能なもの。
* 建築材料中のアスベストおよび/または非常に懸念の高い物質の存在。
* 建物敷地内の土壌に有害汚染物質が存在すること。
* 不適切な建築場所:緑地に建設された場合、特に保全地域または生物多様性の価値が高い地域に建設された場合、生態系への影響。
* 持続的に管理されていない森林に由来する木材製品の使用による森林生態系への間接的な被害。
 |
| (1)緩和 | 建物は、エネルギーと炭素の性能に関して適用されるすべての強制的な国内/地域の規制に準拠しなければならない。気候緩和目標のロックイン、および損なわれることを避けるために、化石燃料の抽出、貯蔵、輸送または製造の目的で設計された新建築物の建設は、タクソノミー上適格ではない。 |
| (3) 水 | 関連するすべての水器具(シャワー溶液、ミキサーシャワー、シャワーアウトレット、タップ、WCスイート、WCボウル、洗浄水槽、小便器、洗浄水)　（続く） |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 水槽、バスタブは、EU Water Label.584の水消費量の上位2区分に入っていなければならない。 |
| (4)サーキュラーエコノミー | 建設現場で発生する非有害な建設・解体廃棄物(EU廃棄物リスト585のカテゴリー17 05 04に定義されている自然由来の物質を除く)の少なくとも80%(重量)は、再利用のために準備されるか、または他の材料を代替するために廃棄物を使用する埋め戻し作業を含め、リサイクルまたは他の材料回収のために送付されなければならない。586。 |
| (5)汚染 | * 1. - REACH規則587の「認可リスト」に基づいて特定されたように、建築部品や建築材料にアスベストや非常に懸念の高い物質が含まれていないことが保証される。
	2. - 新築工事が潜在的に汚染された敷地(ブラウンフィールド)に位置する場合、当該敷地は、例えば、標準BS 10175.588を使用して、潜在的汚染物質の調査を受けなければならない。
 |
| (6)生態系 | * 1. - 新築工事は、Natura 2000、UNESCO World Heritage and Key Biodiversity Area (KBAs)に指定された土地、UNESCOおよび/または国際自然保護連合(IUCN)の定義するEU外の以下のカテゴリーの保護された自然地域に建設してはならない。
		+ カテゴリーIIa:厳格な自然保護区
		+ カテゴリーIIb:ワイルダネスエリア
		+ 第二種国立公園

ビジターセンター、博物館、技術施設など、保護された自然地域のインフラを支える関連建築物は、この基準から除外される。* 1. - 新規建設は、生物多様性の価値が高いと認められている耕地または緑地、ならびにヨーロッパレッドリストおよび/またはIUCNレッドリストに記載されている絶滅危惧種(動植物)の生息地としての役割を果たす土地上に建設してはならない。
	2. - 建築物、被覆材、仕上げ材589の新築に使用される木材製品の80%以上は、リサイクル/リユースされているか、または再利用されていなければならない。
 |

1. (http://www.europeanwaterabe.eu/) EU域外では、関連する水道機器は、EU水表示が上位2クラスの水消費の閾値として特定した流量を満たす必要がある。 流速および試験方法の詳細: http://www.europeanwaterabe.eu/pdf/scheme-march2019-en.pdf
2. 決定94/3/EC(2000/532/EC)に代わる2000年5月3日の委員会決定
3. この要件は、EU建設・解体廃棄物管理議定書に定められた優良事例ガイダンスに従って建設工事を実施することによって達成される。
4. 化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する2006年12月18日の欧州議会及び理事会規則(EC)No 1907/2006
5. BS 10175:2011+A2:2017 - 潜在的に汚染された場所の調査。 実施基準
6. これらの製品は、理事会規則(EEC)No. 2658/87の附属書Iに定める複合命名法に従って、次のように分類される。 木材4407 木材を縦方向に切断し、スライスし、又は剥がしたもの(かんながけし、砂がけしたものであるかないかを問わない。)

例えば、認証を受けた認証機関によって実施された第三者認証審査によって認証された持続可能に管理された森林から供給される。 FSC/PEFC規格又は同等品.590

合板用単板(積層木材その他これに類する積層木材の厚さが六ミリメートルを超えないものに限るものとし、平削りし、平削りし、平削りし、平削りし、又は丸はぎしたものを含む。)、合板用その他これらに類する積層木材用単板(厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、平削りし、平削りし、平削りし、平削りし、又は丸はぎしたものであるかないかを問わない。)　訳者注：このあと技術的仕様の記述が8行にわたって続いています。原文P570　AIはそこを翻訳していません。別紙にて提供します。

#### 590 森林に関するEUの研究発表後に再検討

* 1. **ビルリフォーム**

|  |
| --- |
| **セクター分類と活動** |
| マクロセクター | F - 建設 |
| NACEレベル | 2 |
| コード | F41、F43 |
| 内容 | **建物改修:これは、NACEコードF41.2 - 住宅および非住宅建物の建設およびF43 - 特別建設活動に関連する。** |
| **適応基準** |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。* 適応活動のスクリーニング基準
* 適応を可能にする活動のスクリーニング基準

タクソノミーの利用者は、どちらの基準に反応しているかを特定し、説明しなければならない。 |
| **重大な有害性** |
| 既存の建築物の改修に関連する他の環境目的に対する重大な有害性の主な可能性は、以下のとおり。* 過剰なエネルギー消費と操業上の炭素排出。
* 非効率な水道設備により、水の使用量が過多となる。
* 建設・解体廃棄物の埋立および/または焼却処分で、他の方法でリサイクル/再利用が可能なもの。
* 建築材料中のアスベストおよび/または非常に懸念の高い物質の存在。
* 懸念物質(例えば、アスベスト含有物質)を含有する可能性のある建築部品、および建築改修に起因する危険な建設・解体廃棄物の保護されていない取扱い。
* 森林に由来する木材製品の使用による森林生態系への間接的な被害は、持続可能な管理が行われていない森林を形成する(対象は大規模建築物のみ)。
 |
| (1)緩和 | 建築物の強靱さを増強するために採用された措置は、建築物の操業上の炭素排出の割合を増加させてはならない。ただし 対策を実施するために排出量の増加が必要であり、正のトレードオフがあることが証明できる場合は、例外が認められる。気候緩和目標のロックインおよび毀損を避けるために、化石燃料の抽出、貯蔵、輸送または製造の目的で設計された新建築物の建設は、タクソノミーに適格とはならない。 |
| (3) 水 | 関連するすべての新しい水器具(シャワー溶液、ミキサーシャワー、シャワーアウトレット、タップ、WCスイート、WCボウル、洗浄水槽、小便器)（続く） |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 洗浄用水槽、浴槽は、EU水表示.591の水使用量の上位2区分に入っていなければならない。 |
| (4)サーキュラーエコノミー | 建設現場で発生する非有害な建設・解体廃棄物(EU廃棄物リスト592のカテゴリー17 05 04に定義されている自然由来の物質を除く)の少なくとも80%(重量)は、再利用のために準備されるか、または他の材料を代替するために廃棄物を使用する埋め戻し作業を含め、リサイクルまたは他の材料回収のために供されなければならない。593。 |
| (5)汚染 | * 1. - REACH規則594の「認可リスト」に基づいて特定されたように、建築部品や建材にアスベストや懸念の高い物質が含まれていないこと。
	2. - 改修工事に着手する前に、アスベスト調査および懸念物質を含む他の材料の特定に関する訓練を受けた有能な専門家が、国内法令に従って建築物の調査を実施しなければならない。 石綿を含有し又は含有するおそれのある保温板、タイル及びその他の石綿を含有する材料を含有する又は含有するおそれのある保温材の剥離、破砕又は機械的な穿孔又はねじ切り及び/又は取り外しは、国内法令に従い、作業の前、作業中及び作業後に健康を監視するとともに、適当な訓練を受けた職員によって実施されなければならない。
 |
| (6)生態系 | **改修プロジェクトの床面積が1,000m2を超える場合**(1つ以上の建築物):建築物、被覆材、仕上げの改修に使用される木材製品の少なくとも80%は、例えば、認定認証機関が実施する第三者認証審査によって認証された、持続可能な管理を受けた森林からリサイクル/再利用されているか、または調達されていなければならない。 FSC/PEFC規格又は同等品.595 |

591 (http://www.europeanwaterabe.eu/) EU外では、関連する水器具は、EU水表示が上位2クラスの水消費の閾値として特定した流量を満たす必要がある。 流速および試験方法の詳細: http://www.europeanwaterabe.eu/pdf/scheme-march2019-en.pdf

決議94/3/EC(2000/532/EC)に代わる2000年5月3日の592委員会決定

593 この要件は、EU建設・解体廃棄物管理プロトコルに規定されたグッドプラクティスガイダンスに従って建設工事を実施することによって達成される。

化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する2006年12月18日の欧州議会及び理事会規則(EC)第1907/2006号

595森林に関するEUの研究発表後に再検討する。

# 金融・保険業

### 背景

世界経済フォーラム報告書(2020年)によれば、より一般的な極端な気象現象により、個人や企業が保険を価格的に買うことが難しくなくなったり、単に利用できなくなったりする可能性がある。 世界的には、本来保険付保されるべきであったのにそうされなかった「破局的保護ギャップ」が、2018596年に2,800億米ドル(2,520億ユーロ)に達した。 TEGは、選択された損害保険業(LOB)を「適応による」に実質的に寄与するものとして分類することにより、拡大する保護ギャップに対処する用意がある。

適格な経済活動は、原則B1.1を満たす場合には、「適応による」に実質的に寄与する。以下の規定があてはまる。

「活動は、活動そのものの境界を越えて、物理的な気候リスクへの適応を減少または促進する。 これには以下の活動が含まれる。。

1. 新しい技術、製品、慣行、ガバナンス・プロセス、または既存の慣行(天然インフラに関連するものを含む)の革新的な利用を促進する。
2. 他者による適応に対する情報、財政、技術、能力の障壁を取り除く」

Taxonomyの対象となる損害保険には、選択されたLOB、およびTaxonomyに整合した活動および/または資産に対する気候関連のハザードをカバーする保険商品およびサービスが含まれる。

タクソノミーの対象となるサブセクターの数と範囲が、残りの4つの環境目標への実質的な貢献の開発から進化するにつれて、追加的な活動は、タクソノミーと連携した損害保険商品の対象となる。 さらに、環境中立的な活動(学校、病院、行政サービスなど)のように、気候変動の影響を受ける可能性のある6つの環境目的のいずれにも実質的な寄与がないと思われる経済活動は、タクソノミーと連携した損害保険の対象となる可能性があるとTEGは考えている。 TEGは、活動のカバレッジを高め、基準の使いやすさを改善するために、損害保険活動のDNSH基準をさらに検討することを推奨する。

596 Global Risks Report 2020、World Economic Forum Insight Report 15th Edition、Marsh & McLennanおよびZurich Insurance

**8.1 損害保険**

|  |
| --- |
| **セクター分類と活動** |
| マクロセクター | 金融・保険業 |
| NACEレベル | 4 |
| コード | NACEコード:65.12CPAコード:65.12.49 |
| 内容 | EUタクソノミーの対象となる活動および/または資産に対する損害保険。 以下のように特定された気候関連の危険に対する保険温度関連* 熱ストレス、熱波
* 寒波、霜
* 温度変動
* 永久凍土融解
* 野火・風関連
* 風のパターンを変える
* サイクロン、ハリケーン、台風
* 暴風雨(ブリザード、ダスト及び砂嵐を含む。)
* 竜巻水関係
* 降水パターンと種類(雨、ひょう、雪/氷)の変化/激しい降水パターン
* 水文学的変動
* 海洋酸性化
* 塩類の侵入
* 海面水位上昇
* 干ばつ
* 洪水(沿岸、流水、多県、地下水)
* 氷河湖決壊固体塊関連
* 沿岸浸食
* 土壌劣化
* 土壌浸食
* 溶解
* なだれ
* 地すべり
* 沈下

このような保険は、リスクの共有を支援するだけでなく、リスク管理サイクル(特定、分析、計画、実施、評価)および災害管理サイクル(予防、保護、準備、対応、回復)を通して働いているため、気候変動への適応にとって重要な要素である。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | EUタクソノミーとの提携に適格となる可能性のある損害保険事業および活動には、ソルベンシーII委任規則の付属書Iに定める損害保険の種類および将来の改正597,598が含まれる。 対象となる可能性のある損害保険業グループは、次のとおりである。* 自動車損害賠償保険
* その他の自動車保険
* 海上・航空・運輸保険
* 火災等損害保険
* 賠償責任保険
 |
| **適応基準** |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。* 適応活動のスクリーニング基準
* 適応を可能にする活動のスクリーニング基準

タクソノミーの利用者は、どちらの基準に反応しているかを特定し、説明しなければならない。 |
| **重大な有害性** |
| 被保険者の特定の活動または活動は、それらの活動に対するDNSH基準を満たさなければならない。すなわち、損害保険会社(すなわち、一次保険商品の提供者)は、被保険者の活動および/または資産が、対象となる活動の関連するDNSHの閾値に準拠していることを検証する必要がある。 |

### 貢献事例

以下の表は、EUタクソノミー経済活動の物理的気候リスクの低減に損害保険がどのように貢献できるかの例を示している。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **気候関連の危険** | **関連する物理的気候リスク** | **活動は身体的気候リスクの低減にどのように寄与するか** |

597委員会(EU) 2014年10月10日、保険および再保険の事業の引き受けおよび追求に関する欧州議会および理事会指令2009/138/ECを補足する法的規制(EU) 2015/35(支払能力II)

#### 598 欧州議会及び理事会指令2009/138/EC(11月25日)

保険・再保険(ソルベンシーII)事業の引き受け・追求に関する2009年(リキャスト) //C://Europe://20Sustainable%20Finance%20Legislation/Solvency%20II\_CELEX\_32009L0138\_EN\_TXT.pdf

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 温度関連風力関連水関連固体質量関連 | 自然・建築環境の破壊・破壊 | 気候関連の危険に対する保険は、物理的な気候リスクを599人削減することに貢献する。* 気候に起因する危険に対して標準的な損害保険商品を提供すること。
* 極端な気候関連の危険に加えて、両方の年間収量変動に対して複数の危機(収量)作物保険を提供する。
* 例えば、保険会社が、自宅を野火から守るための措置を講じている住宅所有者に保険料割引を提供する場合、適応行動を奨励する。
* リスク改善のための積極的なアクションマネジメントプログラムを顧客に提供するか、または専門知識を新規プロジェクトと共有することにより、リスクエンジニアリングの専門知識を顧客に提供する。
* ゾーニングおよび建築基準規則、基準、建築要件、および地域適応計画を策定する際に保険会社のデータおよび知識を利用する。 保険会社は、どの分野が高リスクで、どの手段が低リスクであるかについて、良質な情報をしばしば持っている。 この情報は、ゾーニング、洪水防御、建築基準規則の設計、および関連する適応投資の優先順位付けにしばしば用いられる。
* 気候変動の課題(例えば、カリブ海災害リスク保険ファシリティやアフリカリスク能力)に対処するため、保険未加入または保険未加入のコミュニティを支援する、より広範なリスク管理ソリューションの一部として、革新的なリスク移転メカニズムを開発する。
* 保険契約の標準的な要素として、最低限の建築基準、またはリスクレベルによって区別された建て直しの原則を遵守することを要求する。
* 洪水、暴風雨、その他の気候関連の危害から、人々が財産に対するリスクを発見できるようにするためのオンラインツールや早期警報手段を開発すること。
* 様々な気候関連の危険性に対する自然災害モデルの改善を支援する。
 |

599　事業は、具体的な要件に従うべきである。すなわち、(i)ソルベンシーIIまたは同等の制度の下で、十分な資本を保有すること(すなわち、資本要件の遵守)、(ii)強力なリスク管理を実証すること(例えば、EIOPAの持続可能性リスク統合に関する技術的助言に従うこと)である。

# 専門的、科学的及び技術的活動

## 気候変動への適応に特化した工学的活動及び関連する技術コンサルタント業

|  |
| --- |
| **セクター分類と活動** |
| マクロセクター | 専門的、科学的及び技術的活動 |
| NACEレベル | 3 |
| コード | NACEコード71.12CPAコード71.12 |
| 内容 | タクソノミー的に整合した活動および/または資産のための気候変動への適応に特化した工学的活動および関連する技術コンサルタント業。このクラスには、* 工学設計(機械、材料、器具、構造物、プロセスおよびシステムの設計における物理法則および工学の原理の適用)およびコンサルティング活動:
* 機械、産業プロセス、プラント
* 土木、水力、交通工学などのプロジェクト
* 水管理プロジェクト
* 電気・電子工学、鉱業工学、化学工学、機械工学、工業・システム工学、安全工学に関連するプロジェクトの詳細化と実現
* 空調、冷蔵、衛生・公害防止工学、音響工学などを用いたプロジェクトの精緻化
* 物理測量、地質測量、地震探査
* 測地調査活動
* 土地境界調査活動
* 水文観測活動
* 地下調査活動
* 地図・空間情報活動
 |
| **適応基準** |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。* 適応活動のスクリーニング基準
* 適応を可能にする活動のスクリーニング基準

タクソノミーの利用者は、どちらの基準に反応しているかを特定し、説明しなければならない。 |
| **重大な有害性** |
| エンジニアリングまたは関連するコンサルタント・サービスの対象となる特定の活動または活動は、これらの活動のDNSH基準を満たさなければならない。 |

すなわち、サービス提供者は、サービスが提供されている活動および/または資産が、カバーされている活動の関連するDNSH閾値に準拠していることを検証する必要がある。

### 貢献事例

以下の表は、エンジニアリング活動および関連する技術コンサルタントが、他の経済活動の物理的気候リスクの低減にどのように貢献できるかの例を示している。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **気候関連の危険** | **関連する物理的気候リスク** | **活動は身体的気候リスクの低減にどのように寄与するか** |
| 温度関連風力関連水関連固体質量関連 | 自然・建築環境の破壊・破壊 | 構造的適応措置又は生態系に基づくアプローチの実施を通じ、気候関連の危険に対する回復力を高めるためのインフラの設計、建設、改修及び再建に関連する技術活動は、他の経済活動の物理的気候リスクの低減に寄与する。気候関連の危険性を考慮し、構築されたインフラストラクチャーの適応を可能にする工学的活動に関連するコンサルティング及び計画活動(例えば、建築基準、統合管理システム、CCによる変化するリスク及び脆弱性に関する空間情報の提供)は、他の経済活動の物理的気候リスクの低減に寄与する。 |

今後の検討のための追加的な適応活動

本文書の以前のセクションでは、TEGのタクソノミーに関する勧告の中で、現在までにカバーされている経済活動の基準を提供している。 このセクションでは、適応を可能にする活動の追加的な例を示す。

また、本報告書では、下表に示す経済活動について、追加的な情報を掲載している。 これらの例は、以下の特徴に基づいて選択された。

* + - これらは、ヨーロッパにおける気候変動の悪影響に対して最も脆弱な部門の一つである。
		- ヨーロッパでは、総付加価値(GVA)と雇用の大きな割合を占めている。
		- これらは、天然資源ベース部門(農業と水)、サービス部門(ICTと専門サービス)、資産ベース部門(電気、ガス、蒸気、空調供給)における適応タクソノミー的アプローチの試験を可能にする。

選択されたすべての活動が、さらなる技術的研究を条件として、この段階でタクソノミーに含まれているわけではない。 特に、2つの活動、すなわち研究開発(自然科学と工学)と気象モニタリングと予測のための専門的な電気通信アプリケーションの提供は、気候変動適応に実質的な貢献をする可能性があると考えられており、したがって、それらの環境影響の完全な評価が優先されるべきである。

活動内容は次のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| **タクソノミーに含まれる活動と追加ガイダンス(前の節を参照)。** | **追加の適応ガイダンスを伴うが、タクソノミー(下記参照)には含まれない活動。** |
| * **林業(広範な森林活動に適用可能)**
 | * [研究開発(自然科学・工学)](#_bookmark1)
* [気象モニタリングと予測のための特殊な電気通信アプリケーションの提供。](#_bookmark2)
 |

EEA報告書No.15/2017「欧州における気候変動への適応と防災」(2017年)

601 EUROSTATデータに基づき、https://ec.europa.europa/eurostat/news/the-the-spotlight/gva-employeで入手可能

* 非多年生作物の栽培
* 水力発電
* 送配電
* 集中排水処理
* エラー! 参照元が見つかりません。
* [**気候変動への適応に特化した工学的活動及び関連する技術コンサルタント業**](#_bookmark0)

これらの活動が感受性を持つ傾向がある典型的な気候関連の危険性と、それらの感受性に対処するために取られる適応措置について、追加情報が提供される。 これは、産業慣行と開発金融機関が使用している既存の感応度行列から得られた経験に基づいている。 この追加情報は、利用者が活動に対する物理的な気候リスクを特定し、それらのリスクに対処するための措置を支援するために、単に出発点として提供される。 しかし、関連する気候関連の危険性と必要な適応措置は場所と状況に特有であり、下記の定性的スクリーニング基準の適用によって特定されることを考えると、状況に特有のリスク評価に代わるものではない。

1. **専門的、科学的及び技術的活動**
	1. **研究開発(自然科学・工学)**

**これは例示的な例であり、この段階でタクソノミー的に整合していると考えるべきではない。**

|  |
| --- |
| **セクター分類と活動** |
| マクロセクター | 専門的、科学的及び技術的活動 |
| NACEレベル | 3 |
| コード | NACEコード:72.1CPAコード:72.1 |
| 内容 | このグループは、基礎研究、応用研究、自然科学の実験開発、気候変動への適応に特化した工学などから構成されている。さらなる例については、例示的な貢献を参照のこと。 |
| **適応基準** |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。* 適応活動のスクリーニング基準
* 適応を可能にする活動のスクリーニング基準

タクソノミーの利用者は、どちらの基準に反応しているかを特定し、説明しなければならない。 |
| **重大な有害性** |
| この活動に対するDNSH評価は完全には完了していない。 TEGは、プラットフォームが優先事項としてこの活動のためのDNSH基準を開発することを推奨する。 |

**貢献事例**

以下の表は、この活動が他の経済活動の物理的気候リスクの低減に寄与する方法の例を示している。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **気候関連の危険** | **関連する物理的気候リスク** | **活動は身体的気候リスクの低減にどのように寄与するか** |
| 温度関連風力関連 | 自然・建築環境の破壊・破壊 | 気候システムを理解し、モデル化し、物理的な気候リスクを予測し、管理することを目的とした自然科学および工学に関する科学的研究および実験的開発は、すべての経済活動における適応の基礎となっている。 とりわけ、気候変動、潜在的な影響及び脆弱性を評価するためのデータ及び情報を提供することにより |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 水関連固体質量関連 |  | これらの変化に伴い、脆弱な活動、製品、サービスの適応が促進される。活動の例としては、以下のものがあります。* 気候モデルの開発(例えば、高分解能気候シミュレーション/HPCによる地球システムモデリング)および気候変動予測と影響評価に関する不確実性を低減するための研究
* 気候変化の自然および管理された生態系への局所的、地域的、地球規模の影響に対する気候変化の回復力への影響に関する科学的研究(モデルアウトプット、実験室での実験、現場サンプリング、環境観測、リモートセンシングなど)例えば、影響をリアルタイムで可視化するためのモデルの開発
* 適応技術・ソリューションの科学的研究開発(キャパシティ・ビルディング/パイロット研究/早期警報システムの導入など)
* 実施された適応策の可能性、有効性及び効率性を評価するための方法論に関する科学的研究及び開発
* 環境問題を解決するためのデータ処理方法、特に機械学習および統計手法に関する科学的研究および開発
* テーラード・トレーニングと対象を絞った知識の普及。例えば、環境システムと資源管理(例えば)におけるますます複雑化する問題に取り組むための学際的技能を有する専門家のトレーニング。 博士課程修了者
 |

1. **情報通信業**
	1. **気象観測・予報のための特殊な電気通信アプリケーションの提供**

**これは例示的な例であり、この段階でタクソノミー的に整合していると考えるべきではない。**

|  |
| --- |
| **セクター分類と活動** |
| マクロセクター | 情報通信技術(ICT) |
| NACEレベル | 3 |
| コード | NACEコード:61.9CPAコード:61.9 |
| 内容 | その他の電気通信活動:気象監視、予報、早期警報のための特殊な電気通信アプリケーションの提供(例示的な貢献を参照):* 衛星追跡、通信遠隔測定、レーダー局操作などの特殊な通信アプリケーションの提供
* 一又は二以上の地上通信システムに運用上接続され、かつ、衛星システムに電気通信を送信し、又は衛星システムから電気通信を受信することができる衛星端末局及び関連施設の運用

衛星通信は、極端な気象現象を通じた監視、予測、早期警報、緊急時の通信を支援し、他の経済活動の気候回復力を高めることができる。 |
| **適応基準** |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。* 適応活動のスクリーニング基準
* 適応を可能にする活動のスクリーニング基準

タクソノミーの利用者は、どちらの基準に反応しているかを特定し、説明しなければならない。 |
| **重大な有害性** |
| この活動に対するDNSH評価は完全には完了していない。 TEGは、プラットフォームが優先事項としてこの活動のためのDNSH基準を開発することを推奨する。 |

**貢献事例**

以下の表は、この活動が他の経済活動の物理的気候リスクの低減に寄与する方法の例を示している。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **気候関連の危険** | **関連する物理的気候リスク** | **活動は身体的気候リスクの低減にどのように寄与するか** |
| 温度関連風力関連水関連固体質量関連 | 自然・建築環境の破壊・破壊 | 気象モニタリング、予報及び早期警報のための特殊な電気通信用途の提供は、小規模及び大規模な干ばつ、洪水、サイクロン、高潮及びその他の気候関連の危険に対する準備及び対応計画を改善し、死亡、負傷、資産の損失及び損害のリスクを低減する。 気候関連情報を当局や一般市民に提供・提供することにより、気象モニタリング、予報、早期警報のための特殊な電気通信アプリケーションは、個人、機関、公的・民間組織に適応力を与える。これらのアプリケーションには、* 短時間天気予報、短、中、及び延長された範囲、干ばつ、洪水、熱帯低気圧、風雨、暑い期間、寒い期間、及びその他の気候関連の危険性の予測
* 公共の天気予報
* 長期予測
* 気候関連の危険に関連する早期警報
* 海洋及び沿岸地帯の予報
* カスタマイズされたセクターベースの予測
 |